

川口市道路河川占用料条例別表新旧対照表

改正後（令和6年4月1日から）				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
占用の種類		単位	占用料	占用の種類		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>2,700</u>	第1種電柱	1本につき1年	<u>2,200</u>	
	第2種電柱		<u>4,100</u>	第2種電柱		<u>3,400</u>	
	第3種電柱		<u>5,600</u>	第3種電柱		<u>4,600</u>	
	第1種電話柱		<u>2,400</u>	第1種電話柱		<u>2,000</u>	
	第2種電話柱		<u>3,900</u>	第2種電話柱		<u>3,100</u>	
	第3種電話柱		<u>5,300</u>	第3種電話柱		<u>4,300</u>	
	その他の柱類		<u>240</u>	その他の柱類		<u>200</u>	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	<u>24</u>		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	<u>14</u>		地下に設ける電線その他の線類	<u>12</u>		
	地上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>2,400</u>	地上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1,900</u>	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,400</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,200</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>4,800</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>3,900</u>	
	郵便差出箱		<u>2,000</u>	郵便差出箱		<u>1,700</u>	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>10,200</u>	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>8,700</u>	
その他のもの	占用面積1平方	<u>4,800</u>	その他のもの	占用面積1平方	<u>3,900</u>		

改正後（令和6年4月1日から）				改正前				
			メートルにつき 1年				メートルにつき 1年	
法第32条第1項第2号	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年		<u>100</u>	法第32条第1項第2号	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>83</u>
に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>140</u>	に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>120</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>220</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>180</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>290</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>240</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>430</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>350</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>580</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>470</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>1,000</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>830</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>1,400</u>		外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		<u>1,200</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>2,900</u>		外径が1.0メートル以上のもの		<u>2,400</u>
法第32条第1項第3号及び第4号	に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年		<u>4,800</u>	法第32条第1項第3号及び第4号	に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>3,900</u>
法第32条第1項第5号	地下街及び地下室	階数が1のもの		<u>Aに0.004を乗じて得た額</u>	法第32条第1項第5号	地下街及び地下室	階数が1のもの	<u>Aに0.004を乗じて得た額</u>
に掲げる施設		階数が2のもの		<u>Aに0.006を乗</u>	に掲げる施設		階数が2のもの	<u>Aに0.007を乗</u>

改正後（令和6年4月1日から）					改正前							
設		階数が3以上のもの		じて得た額		設		階数が3以上のもの		じて得た額		
				Aに0.007を乗じて得た額						Aに0.008を乗じて得た額		
				上空に設ける通路						5,100	上空に設ける通路	4,400
				地下に設ける通路						3,100	地下に設ける通路	2,600
		その他のもの		4,800				その他のもの		3,900		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		100		法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		87		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		1,000			その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		870		
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,000		道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	870		
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	10,200				その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	8,700		
	標識		1本につき1年	3,900			標識		1本につき1年	3,100		
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	100			旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	87		
		その他のもの	1本につき1月	1,000				その他のもの	1本につき1月	870		
	幕（令第7条第4号に掲げる工事	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	100			幕（令第7条第4号に掲げる工事	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	87		
		その他のもの	その面積1平方	1,000				その他のもの	その面積1平方	870		

改正後（令和6年4月1日から）					改正前				
	用施設であるものを除く。）		メートルにつき1月			用施設であるものを除く。）		メートルにつき1月	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>10,200</u>		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>8,700</u>
		その他のもの		<u>5,100</u>			その他のもの		<u>4,400</u>
令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>4,800</u>	令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>3,900</u>
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	<u>1,000</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	<u>870</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>480</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>390</u>
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>Aに0.01を乗じて得た額</u>	令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>Aに0.012を乗じて得た額</u>
	その他のもの			<u>Aに0.007を乗じて得た額</u>		その他のもの			<u>Aに0.009を乗じて得た額</u>
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			<u>Aに0.022を乗じて得た額</u>	令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			<u>Aに0.02を乗じて得た額</u>
	その他のもの			<u>Aに0.007を乗じて得た額</u>		その他のもの			<u>Aに0.009を乗じて得た額</u>
備考					備考				
1 金額の単位は、円とする。					1 金額の単位は、円とする。				
2 占用期間が1月未満の場合における占用料の額は、この表により算定した金額に100分の110を乗じて得た額とする。					2 占用期間が1月未満の場合における占用料の額は、この表により算定した金額に100分の110を乗じて得た額とする。				

改正後（令和6年4月1日から）	改正前
<p>3 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>4 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>6 電柱及び電話柱の支柱、支線は、それぞれ1本とする。</p> <p>7 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。</p> <p>8 Aは、近傍類似の土地の時価を表わすものとする。</p> <p>9 表示面積、占用面積若しくは占用物件（工作物及び物件をいう。）の面積若しくは長さが<u>0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満</u>であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに<u>0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数</u>があるときは、<u>その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて</u>計算するものとする。</p>	<p>3 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>4 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>6 電柱及び電話柱の支柱、支線は、それぞれ1本とする。</p> <p>7 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。</p> <p>8 Aは、近傍類似の土地の時価を表わすものとする。</p> <p>9 表示面積、占用面積若しくは占用物件（工作物及び物件をいう。<u>以下同じ。</u>）の面積若しくは長さが<u>1平方メートル若しくは1メートル未満</u>であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに<u>1平方メートル若しくは1メートル未満の端数</u>があるときは、<u>1平方メートル又は1メートルとして</u>計算するものとする。</p>